

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成29年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員の退職手当に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	雇用保険法等の改正に伴い、失業者の退職手当の支給内容を拡充するとともに、非常勤職員の育児休業の再延長等について定めるものです。	平成29年 9月議会  議案 第62号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の退職手当等に関する事項であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例	離島振興対策実施地域での固定資産税の課税を免除するものです。	平成29年 9月議会  議案 第63号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	資産税課 089-948- 6308
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市企業立地促進条例の一部を改正する条例	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	平成29年 9月議会  議案 第64号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため (実施要綱第3条第2項第1号に該当)	地域 経済課 089-948- 6547
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

## 【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。